

沖縄汚水再生 ちゅら水プラン 2023

(沖縄県下水道等整備構想)



永遠に残そう。

ちゅら水 ちゅら島

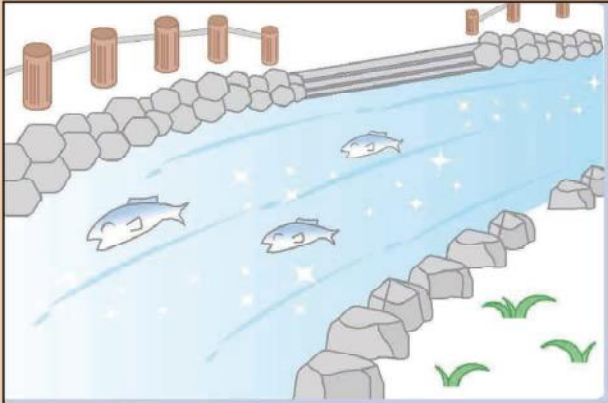




汚水処理の役割と必要性

本県は、国内有数の広大な海域から構成される島しょ県として、我が国で唯一の亜熱帯海洋性気候のもと、独自の歴史・伝統・文化を有し、美しい海をはじめとした豊かな自然環境に恵まれています。世界から選ばれる持続可能な観光地を目指し、安全・安心で快適な島沖縄の実現に取り組んでいる本県にとって、公衆衛生の確保、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る汚水処理施設の整備は、市街地のみならず農山漁村部を含めた県全域において重要といえます。

川や海をきれいにします



家庭などから出される汚れた水を汚水処理施設できれいにしてから川や海に流すので、清流がよみがえります。

清潔で住みよい環境を作ります

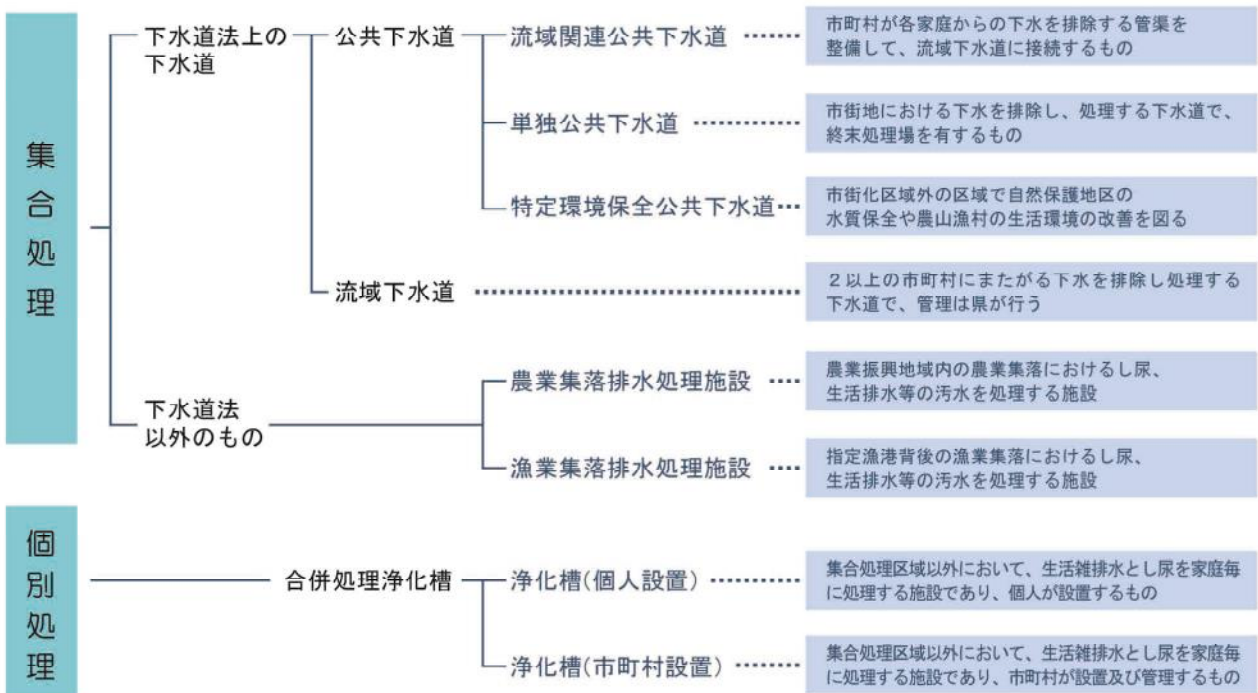


汚水が住宅のまわりに滞留すると、悪臭や蚊、ハエの発生源になります。汚水処理施設を整備することで、汚水はすみやかに排除され、清潔で住みよい環境になります。



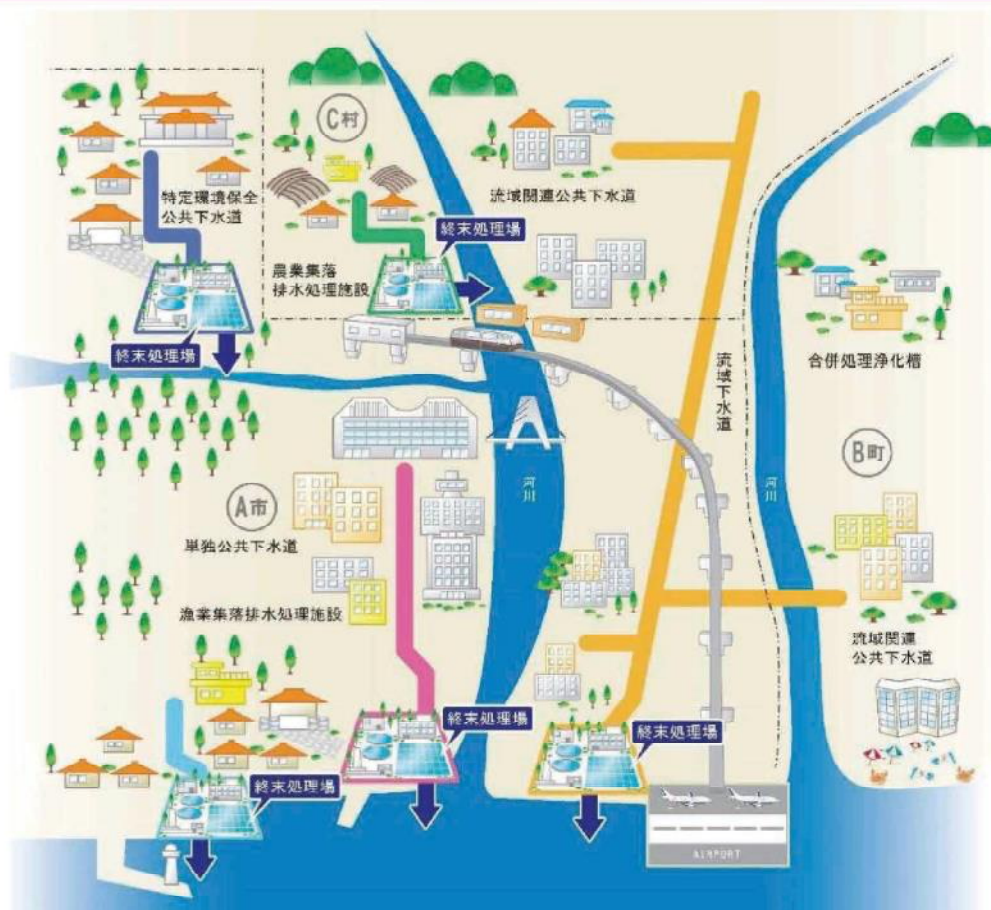
汚水処理施設の種類

汚水処理施設は、複数の家屋の汚水を集約して処理する集合処理と、家屋毎に設置された処理施設で処理する個別処理の2種類に大別されます。施設の種類は以下のとおりです。





汚水処理施設の概念図



構想見直しの趣旨

汚水処理施設整備に係る都道府県構想は、市町村がそれぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定した上で、県と市町村が連携して作成し、継続的な進捗管理並びに必要な見直しを行うものです。

本県では「沖縄污水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」を、平成10年6月に策定して以降、平成18年6月、平成23年3月及び平成28年8月に見直しを行ってきましたが、令和2年度が前構想で定めたアクションプランの中間年度にあたることから、これまでの状況を振り返るとともに、令和2年度末における進捗状況の点検結果及び今般の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、県と市町村が連携して汚水処理施設の整備を計画的、効率的かつ効果的に進め、持続的な運営管理を行うための指針となるよう「沖縄污水再生ちゅら水プラン2023」（以下「本構想」という。）を策定することとしました。

● 構想策定の効果

- 汚水処理の整備を計画的かつ効率的に実施できる。
- 新たに汚水処理事業を実施しようとする場合の指針となる。
- 持続的な運営管理を行うための指針となる。
- 汚水処理事業実施の際に事業間の調整が容易になり、円滑な事業推進が可能となる。
- 汚水処理に関する長期目標として必要整備量が把握できる。



構想見直しのポイント

①未整備地区における汚水処理の早期概成

人口減少や既存施設の改築更新費の増大などによって、未整備地区への投資余力が減退の方向にあることから、早期に汚水処理を概成することが求められています。

このため、集合処理施設の整備に長期間を要する区域については、整備区域の縮小も含め、弾力的な対応を検討しています。また、必要となる整備費及び財源確保についても検討を行い、より実行可能なアクションプランとなるよう、見直しを行っています。

②既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理

既整備地域においては、増大していく汚水処理施設ストックの老朽化対策が求められています。持続可能な汚水処理施設の運営を行うために、長期的（20～30年）な観点から、維持管理費等について明らかにするとともに、各汚水処理施設の連携も含めて、効率的かつ効果的な改築・更新や運営管理手法について検討しています。

③構想の進捗状況等の見える化

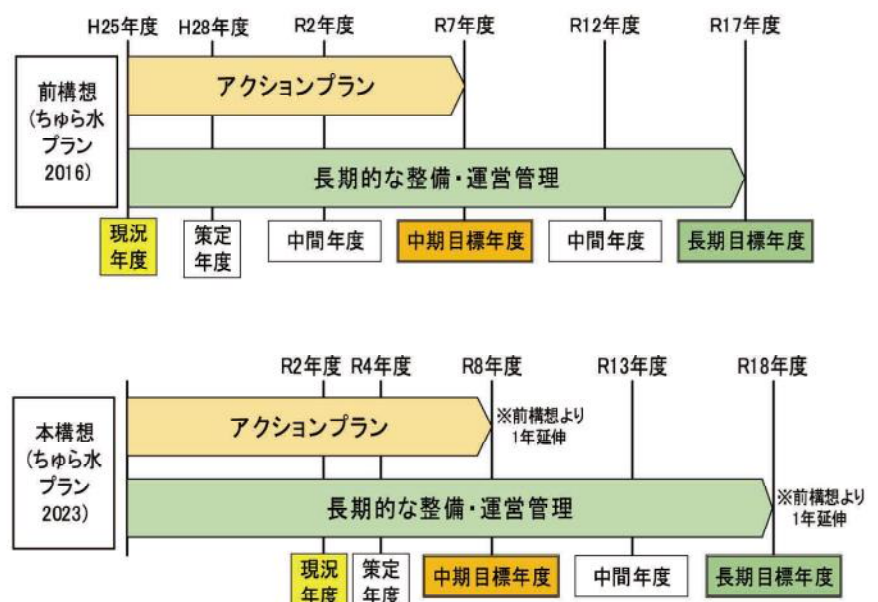
実効性のある構想とするために、県民理解の向上の一助として、整備計画や進捗管理のためのベンチマーク（指標）を公表すると共に、進捗状況を継続的に公表し、県民への見える化を図っていきます。



構想の目標年度

本構想においては、前構想におけるアクションプランの中間年度である令和2年度を現況年度とし、国が目標に掲げる令和8年度末までの汚水処理施設の概成を踏まえ、中期目標年度を令和8年度に延伸しました。また、既存施設の効率的な改築・更新及び運営管理を目指す長期目標年度については、中期目標年度を1年延伸したことに伴い、令和18年度に設定しました。

現況年度：令和2年度
中期目標年度：令和8年度
中間年度：令和13年度
長期目標年度：令和18年度





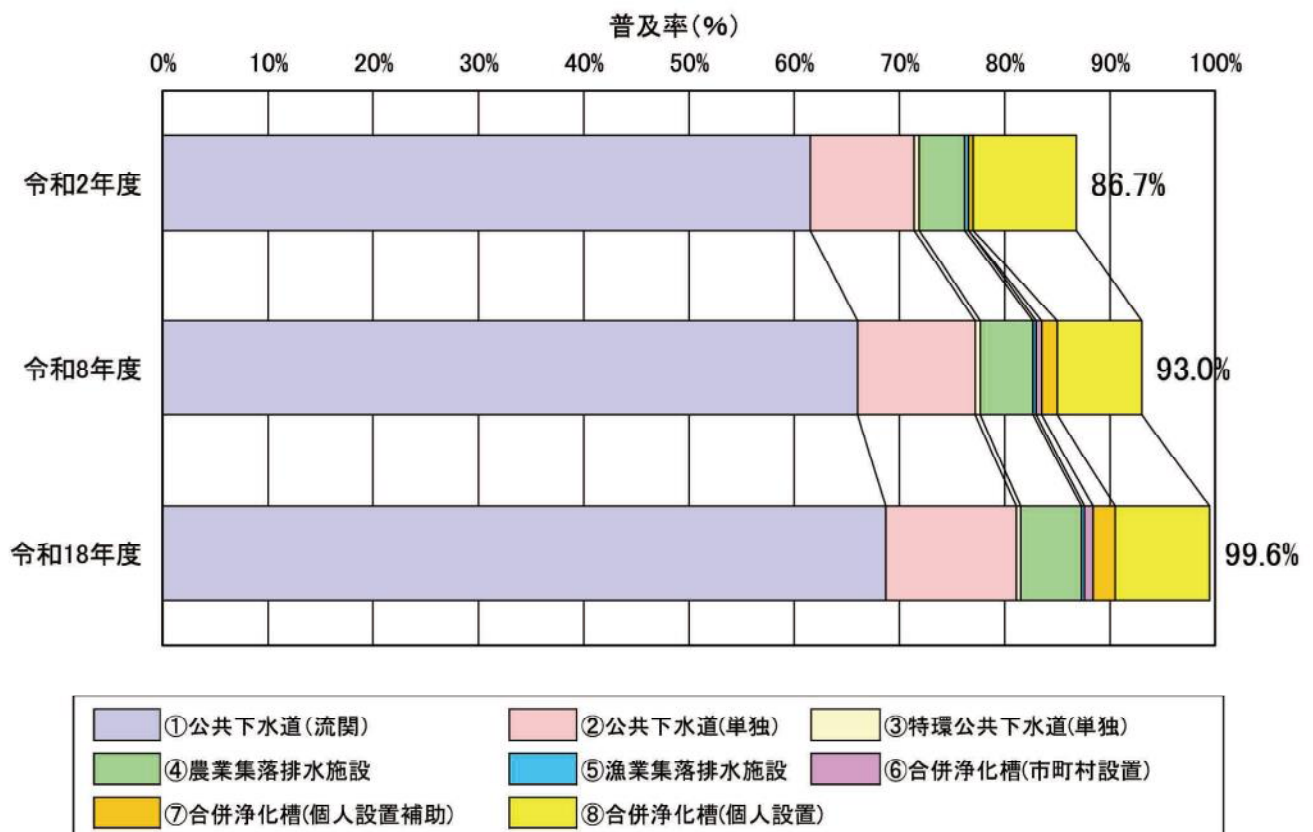
汚水処理の現状と整備目標

令和2年度末時点で38市町村が集合処理事業に着手し、集合処理の汚水処理人口普及率は76.6%となっています。合併処理浄化槽等個別処理の普及率は10.1%で、汚水処理全体の普及率は86.7%となっています。

本構想においては、汚水処理人口普及率を中期目標年度（令和8年度）に約93.0%以上、長期目標年度（令和18年度）に約99.6%以上とすることを目標にしています。

整備手法別汚水処理人口普及率の推移

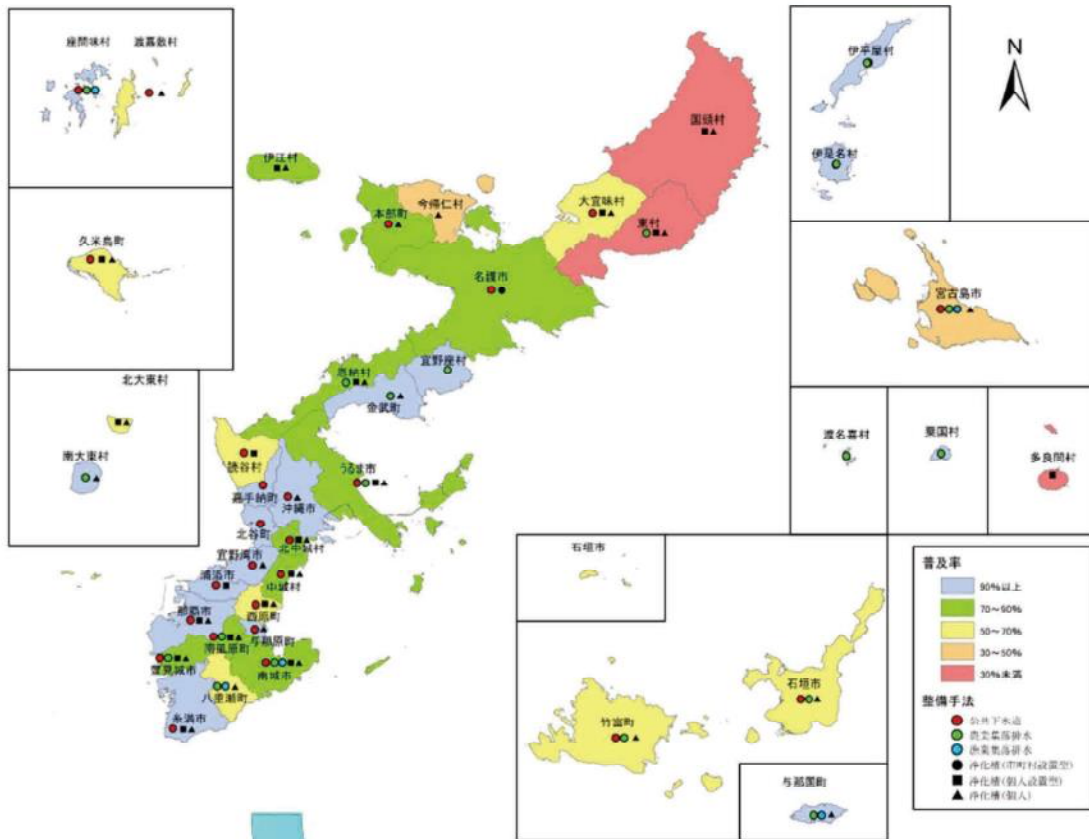
整備手法	令和2年度末		令和8年度末		令和18年度末	
	処理人口 (人)	構成比 (%)	処理人口 (人)	構成比 (%)	処理人口 (人)	構成比 (%)
①公共下水道(流関)	910,675	61.5%	984,786	66.0%	1,026,953	68.7%
②公共下水道(単独)	146,361	9.9%	167,169	11.2%	184,927	12.4%
③特環公共下水道(単独)	7,342	0.5%	6,916	0.5%	6,479	0.4%
下水道小計	1,064,378	71.9%	1,158,871	77.6%	1,218,359	81.5%
④農業集落排水施設	63,391	4.3%	74,904	5.0%	87,280	5.8%
⑤漁業集落排水施設	5,324	0.4%	4,742	0.3%	4,693	0.3%
集合処理計	1,133,093	76.6%	1,238,517	82.9%	1,310,332	87.7%
⑥合併浄化槽(市町村設置)	0	0.0%	8,027	0.5%	11,510	0.8%
⑦合併浄化槽(個人設置補助)	5,213	0.4%	22,751	1.5%	31,781	2.1%
⑧合併浄化槽(個人設置)	144,684	9.8%	119,249	8.0%	134,026	9.0%
①～⑧合計	1,282,990	86.7%	1,388,544	93.0%	1,487,649	99.6%



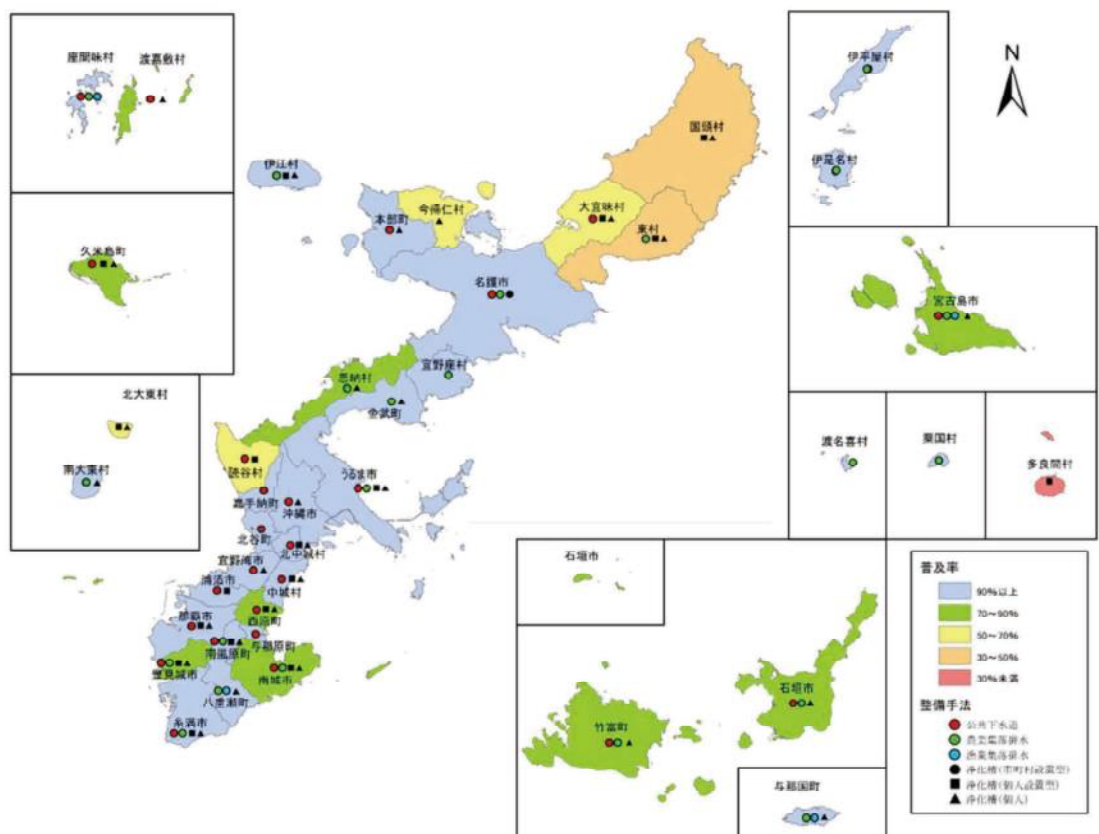


污水处理人口普及率の推移

令和2年度末 污水处理人口普及率



令和8年度末 污水处理人口普及率





構想の実現に向けた取り組み

①汚水処理の早期概成

■整備手法の見直し

整備手法については、基本的に集合処理と個別処理の経済比較に基づき設定を行っていますが、市町村の財政状況等も踏まえ、地域の実情に見合った実現可能な整備手法への見直しを行いました（長期的な整備が必要となる集合処理区域は、汚水処理施設整備に係る時間軸等の観点から、浄化槽区域に変更する等）。前回構想では集合処理区域が101箇所計画されていましたが、今回構想では75箇所と26箇所の減少となりました。

整備手法別処理区数の増減（前構想と本構想の比較）

整備手法	前構想	本構想	増減
公共下水道（流関）	4	4	0
公共下水道（単独）	9	7	-2
特環公共下水道	9	8	-1
下水道小計	22	19	-3
農業集落排水	74	51	-23
漁業集落排水	5	5	0
集合処理計	101	75	-26

注1. 最終目標時の処理区数による比較。

注2. 既整備区域の統廃合による減少も含む。

■早期整備に向けた取り組み

整備が遅れている地域や、新規着手する地域の整備に当たっては、工事費及び工期の縮減を図ることを目的に、地域の実情に応じて、技術基準や規格設定の見直しを行うといった、機動的な整備手法（下水道クイックプロジェクト、コストキャップ型下水道等）の導入検討も必要となります。

汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、浄化槽台帳を活用して、浄化槽設置に関する情報や維持管理の状況について正確な実態把握に努めるとともに、合併処理浄化槽への転換を対象とした交付金の積極的な活用を促し、転換促進を図ります。また、浄化槽設置者へ浄化槽の適正な維持管理とその普及啓発を促進するため、10月1日の「浄化槽の日」に係るイベントや、「浄化槽設置者講習会」の実施をとおして、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

②効率的な改築・更新及び運営管理

■計画的な改築・更新・運営管理

急増する汚水処理施設の老朽化を始めとした課題等に対応するため、維持管理・改築更新に関する計画を策定・推進するとともに、長期的な将来を見通し、汚水処理事業におけるアセットマネジメントの方向性と実施に向けた取組について検討していきます。

■事業間の連携、既存施設の統廃合

今後さらに厳しさを増す汚水処理事業の経営環境に的確に対応するため、各汚水処理施設の整備進捗や施設稼働率、施設改築予定等の状況を把握し、事業間の連携方針を検討し、より効率的な汚水処理施設の維持管理、再構築に取り組んでいきます。

■広域化・共同化計画

本県では、運営の効率化及び持続可能な事業運営を目的として、自治体間の垣根を超えた連携内容（汚水処理施設の統廃合、人材育成や広報活動の共同実施等）やスケジュールを定めた「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しています。（詳細は「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画 計画書 令和5年3月 沖縄県」をご参照下さい）。

③構想の見える化

構想の内容や目標に対する進行状況を、県のホームページ等で公表することで構想の見える化を図ります。主なベンチマーク（指標）として、汚水処理人口普及率と接続率を選び、各市町村の目標値を公表して進捗管理を行います。



汚水処理事業概要

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落 排水事業	漁業集落 排水事業	浄化槽 (市町村設置)	浄化槽 (個人設置)
沖縄県主管課	土木建築部／下水道課		農林水産部 村づくり計画課	農林水産部 漁港漁場課	環境部／環境整備課	
根拠法 又は 予算上の措置	下 水 道 法		沖縄振興公共投資交付金の事業（農業集落排水事業）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業	沖縄振興公共投資交付金の事業（漁村再生交付金事業、漁業集落環境整備事業）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の事業、漁村整備事業	循環型社会形成推進交付金（浄化槽市町村整備推進事業）の事業、地方創生推進交付金（汚水処理施設整備交付金）の事業	循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備推進事業）の事業、地方創生推進交付金（汚水処理施設整備交付金）の事業
対象地域	主として市街地	市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては既成市街地及びその他の地域）以外の地域。	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落。	漁港及び漁場の整備等に関する法律により指定された漁港の背後集落。	合併浄化槽により整備することが経済的かつ効率的な区域であり、市町村が主体となって事業を実施すべき地域。	合併浄化槽により整備することが適当な区域。
対象人口	特になし	1,000人～10,000人 水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	原則として概ね1,000人以下 1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	100人～5,000人（過疎地域、辺地を包括する市町村にあっては、50人以上）	住宅戸数20戸以上（離島地域、沖縄振興開発特別措置法に定める地域等にあっては、10戸以上）	特になし

※「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」からの抜粋。一部、沖縄県の事業実態に合わせて修正。



土木建築部／下水道課

TEL(098)866-2248

環境部／環境整備課

TEL(098)866-2231

農林水産部／村づくり計画課

TEL(098)866-2263

農地農村整備課

TEL(098)866-2285

漁港漁場課

TEL(098)866-2305